

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構理事長

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、資源・エネルギーの安定供給及び生活環境の保全を目的に、リスクマネーの供給等の石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油及び金属鉱物資源の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な技術支援及び資金供給等の業務を行う独立行政法人として、石油公団と金属鉱業事業団の機能を統合し、前身の石油天然ガス・金属鉱物資源機構が平成16年2月に設立された。平成24年9月には、新たに石炭と地熱の業務分野が加わり、同分野におけるリスクマネーの供給等の探鉱・開発促進に必要な業務及び石炭鉱害の復旧及び賠償等に関する業務が追加され、資源全般をカバーする組織として、機能も強化された。また、平成28年11月に企業買収支援等のリスクマネー機能の拡充が図られ、機構の資源開発に係る役割が抜本的に強化された。さらに、令和2年6月に緊急時における燃料調達業務を追加するとともに可燃性天然ガスの貯蔵及び金属鉱物の選鉱・製錬単独事業等に対するリスクマネー支援制度を拡充、令和4年11月には水素・アンモニア等の製造・貯蔵及びCCS二酸化炭素の回収・貯蔵に対するリスクマネー支援業務、洋上風力発電のための地質構造調査等業務等の追加により機能が大幅に強化され、同時に法人名称が現在のものに変更された。

今回公募する理事長は、経済産業大臣が定める機構の中期目標を達成するため、900名規模の職員が所属する法人を代表し、機構の全業務を総理するとともに、基本的な経営方針を立案し、それを着実に実施することが求められる。また、業務の高い公共性に鑑み、その社会的責任を十分に理解し、強いリーダーシップと改革意欲をもって、内部統制の強化に取り組むことが求められる。これらを前提に、国の資源・エネルギー政策の方向性を踏まえ、法人のあらゆる経営資源を効果的に利用し、化石燃料の安定供給確保においては引き続き自ら最前線に立って産資源国のカウンターパートである担当政府機関のトップ等と折衝・交渉を行うとともに、カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化を牽引するため、水素、アンモニア、CCS等の新領域へのチャレンジを含め、新たなミッションに精力的に取り組むことが求められる。また、資源開発プロジェクトやカーボンニュートラル推進等の着実な実施を確保するため、国内外の関係企業や関係機関等との良好な関係を創出し、自ら必要な調整等を行うことが求められる。さらに、国内外の多様かつ大規模なプロジェクトのリスクを常時把握し、事故・災害等が起きた場合には迅速かつ適切に対処すること等が求められる。

1. 機関名：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）

（法人の業務概要）

機構は、石油公団及び金属鉱業事業団の機能を統合し、平成16年2月に設立された独立行政法人であり、経済産業省の政策等に基づき、我が国の資源・エネルギーの安定供給及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展を目的に、リスクマネー供給等の石油・天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油・石油ガス及び金属鉱物資源の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な業務等を実施している。なお、設立以後、当初からの業務分野である石油・天然ガス、金属分野のリスクマネー機能の強化等に加え、平成24年9月には石炭と地熱の業務分野が加わり、同分野におけるリスクマネーの供給等の探鉱・開発促進に必要な業務及び石炭鉱害の復旧及び賠償等に関する業務が追加された。また、平成28年11月に企業買収支援等のリスクマネー機能の拡充が図られ、機構の資源開発に係る役割が強化された。さらに、令和2年6月に緊急時における燃料調達業務を追加するとともに可燃性天然ガスの貯蔵及び金属鉱物の選鉱・製錬単独事業等に対するリスクマネー支援制度を拡充、令和4年11月には水素・アンモニア等の製造・貯蔵及びCCS二酸化炭素の回収・貯蔵に対するリスクマネー支援業務、洋上風力発電のための地質構造調査等業務等の追加により機能が大幅に強化され、同時に法人名称が現在のものに変更された。主な業務内容は以下のとおり。

（1）資源・エネルギー開発の中心的機関としての役割

資源・エネルギーの安定供給確保のため、海外での資源権益獲得のための資源外交の積極的推進や、さらには、地熱、メタンハイドレート、海底鉱物資源等の国内資源の開発という国の政策と連携し、民間企業のニーズを汲み取りながら、資源・エネルギー開発の中心的機関として、我が国の自主開発に貢献する。

（2）セキュリティの中核を担う備蓄の実施機関としての役割

我が国への資源・エネルギーの供給途絶や供給不足の場合に対応するため、機構は、安全かつ効率的な運営にも十分留意しつつ、資源備蓄を引き続き着実に運営・実施するとともに、緊急時における機動的な備蓄の放出を実行する体制を整備する。

（3）環境保全の一翼を担う機関としての役割

鉱害防止事業は、国民の生活環境保全のため、永続的かつ確実な実施が必要であるところ、機構は、最新の鉱害防止技術を絶えず蓄積し、環境保全と効率的な運営の両立を図りつつ、鉱害防止支援業務を着実に実施する。

2. ポスト：理事長

（任期5年：令和5年4月1日～令和10年3月31日※）

※ 独立行政法人通則法第21条第1項の規定に基づき、任命の日から経済産業大臣が指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

理事長は、経済産業大臣が定める第5期（令和5年度から令和10年度まで）の機構の中期目標を達成するために機構が策定する第5期の中期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。このため、基本的な経営方針を立案し、これを着実に実施することを旨とし、機構の全業務を総理する。特に、国の資源・エネルギー政策の方向性を踏まえ、常に自ら交渉の最前線に立ち、産資源国のカウンターパートである担当政府機関のトップ等と折衝・交渉を行い、権益獲得や協力関係の充実を図る。また、資源開発プロジェクトやカーボンニュートラル推進等の着実な実施を確保するため、国内外の関係企業や関係機関等との良好な関係を創出し、自ら必要な調整等を行うことが求められる。このため、法人の人材等のあらゆる経営資源を効果的に利用しつつ、多くのプロジェクトが内包する多様なリスクを把握し、それらを適切に管理する。さらに強いリーダーシップと改革意欲をもって、業務の経営改革に不断に取り組むことが求められる。

（1）資源獲得や開発、カーボンニュートラル推進にあつての国内外における先導的な役割

我が国の資源権益の獲得を進める中で、産資源国は、日本に対し、技術協力、インフラ整備、現地加工による資源の付加価値化、関連産業誘致、人材育成等、多様な分野での協力を求めている。かかる状況下、理事長は、国の資源確保政策の方向性を踏まえ、常に自ら交渉の最前線に立ち、産資源国のカウンターパートである担当政府省庁の大臣クラス、国営企業及びメジャー企業等のトップ等と折衝・交渉を行い、権益獲得の働きかけや幅広い技術・人材協力等の提案を行うことに加え、必要な国際会議等での情報発信を行う。特に、我が国として必要な資産を確保するためには、極めてスピーディーかつ集中的に相手国との折衝や多様なステークホルダーとの利害調整をこなすことが求められる。

また、地熱、メタンハイドレート、海底鉱物資源、洋上風力発電等の国産資源の探査・開発も含めた国内の資源開発プロジェクトに加え、脱炭素燃料である水素・アンモニア等の製造・貯蔵に係る金融支援、脱炭素技術として注目されるCCS事業への金融支援等においても着実な実施を確保するため、関係企業や自治体、大学等との良好な関係を創出し、自ら必要な調整等を行うことが期待されている。

加えて、資源の確保、開発を持続的に行うため我が国の上流開発企業の国際競争力の強化がより重要な課題となっており、企業のニーズを的確に把握し、リスクマネーや技術協

力等の支援策を効果的に活用していく必要がある。そのため、機構の支援ツールに熟知することはもちろんのこと、産業界、学界、政府関係機関等と緊密な連携をとりつつ、日本全体としての産資源国への貢献や産業競争力の強化に加え、国内における資源開発に貢献できる支援ツールは何かを常時把握し、着実に成果を挙げることが求められている。

(参考) 最近の理事長と各産資源国政府関係機関、国営企業等との主な交渉等

<アジア>

- ・ インドネシア・ジャカルタにおいて、日本の石炭政策や機構による海外地質構造調査、人材育成事業等の活動を両国の関係者に広く知ってもらうとともに、環境への影響にも十分配慮しつつ両国の益々の経済関係の発展に寄与することを目的として同国エネルギー鉱物資源省と共同で、「2020 年日本・インドネシア石炭セミナー」を開催。
- ・ ASEAN諸国の石油備蓄体制整備によるエネルギーセキュリティ強化の一環として、フィリピンエネルギー省との間で、フィリピンにおける国家石油緊急時対応計画の見直し及び国家石油備蓄構築に向けた調査を共同で実施することに合意し、覚書に調印。

<中東>

- ・ 経済産業大臣およびアラブ首長国連邦産業・先端技術大臣兼アブダビ国営石油会社CEOのオンライン会談の一部として、INPEX（株）、（株）JERAとともに同国アブダビ首長国におけるクリーン・アンモニア生産事業の事業化可能性に関する共同調査契約を締結。

<豪州>

- ・ 北部準州ダーウィンにおいて、科学産業研究機構との間で石油・天然ガス分野における非在来型資源およびCCUS（二酸化炭素の回収・利用及び貯留）等を対象とした共同研究を推進することに合意し、協力覚書（MOU）を締結。
- ・ 日本企業の参画する資源プロジェクト（鉄鉱石、鉛、レアアース等）を支援している豪州西オーストラリア州の雇用・観光・科学・イノベーション省長官と、金属鉱物資源分野全般における関係強化を目的とした「包括的・戦略的パートナーシップに係る覚書」（MOU）を締結。

<中央アジア・コーカサス>

- ・ 経済産業大臣政務官のアゼルバイジャン訪問に随行し、同国の国営石油会社との間で石油・天然ガス分野において地質構造調査、技術協力、人材育成を包括的に推進することに合意し、協力覚書（MOU）を締結。

＜アフリカ＞

- ・ チュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（T I C A D 8）に参加し、ナミビア鉱山エネルギー省との間で、金属鉱物資源およびカーボンニュートラル（水素・アンモニア）分野における関係強化を目的とした覚書（MOU）を締結。また、T I C A D 8に参加するアフリカ諸国に対し、アフリカのグリーンテクノロジーの成長に貢献する機構の活動について発表。
- ・ 「日アフリカ官民経済フォーラム」に出席した際、ザンビア共和国鉱山・鉱物開発省との間で鉱物資源分野の協力に関する合意文書等を、コンゴ民主共和国鉱山省との間でリモートセンシング技術協力等に関する合意文書に署名。
- ・ 南アフリカ共和国ケープタウンで行われたアフリカ最大の鉱業大会「Mining Indaba 2019」においてセッション「電気自動車時代におけるサプライチェーンの変革」を開催、翌年の「マイニング・インダバ2020（Mining Indaba 2020）」においてはセッション「将来に向けたクリティカルミネラルのサプライチェーンの確保」を開催し、いずれもブースを出展してアフリカにおける活動をアピール。

（2）経営資源の効果的な活用、的確な組織運営

昨今の資源価格は、2010年代前半までの新興国の急速な経済成長に伴う需要増による上昇局面から、中国を始めとする新興国経済の減速感の強まりやシェール革命による需給緩和等を受け、2014年後半以降下落に転じたが、投資の停滞、脱炭素化の流れが重なって供給力不足が深刻になったところに、新型コロナウイルスによる経済の停滞が回復するにつれてエネルギーの需要が増えたこと、さらにはロシアによるウクライナ侵略が世界的なエネルギーの価格上昇を引き起こすなど、資源・エネルギーを取り巻く環境は刻々と変化している。

一方で、東京電力(株)福島第1原子力発電所事故以降の日本のエネルギー需給上大幅に依存度を高める天然ガスや石炭の安定的確保、特に有望な再生可能エネルギーとして注目される地熱の積極的な開発、EV普及等の将来の産業構造を見据えた金属資源の安定的な確保、さらには気候変動問題に関する世界的な関心が高まる中、2050年カーボンニュートラルに向けた取組が求められるなど、資源・エネルギー政策の実施機関である機構の果たすべき役割が近年大きく変化してきている。

かかる状況下、理事長は、大きく変化する国内外の情勢や市場動向等を的確に把握し、かつ国の資源確保政策の方向性を十分に踏まえ、国際的な資源ビジネスの特性と我が国の公的な組織としての独立行政法人の機能、役割等も十分に理解した上で、機構が有する下記の人的リソースに加え、国内外で構築されているネットワーク等を的確に管理し、これ

らを最大限に活用し、重要な各局面においては、相手組織のトップと直接意思疎通や交渉を行うことに加え、機動的・弾力的な組織運営を行うことで、組織全体として成果の拡大を図ることが求められている。一方で、独立行政法人に係る諸制度や行政改革の方針等を的確に理解しつつ、激変する国内外の情勢変化を踏まえ、柔軟に、しかし時には強いリーダーシップと改革意欲を持って、業務・経営改革に不断に取り組むことも求められる。特に、水素、アンモニア、CCS等の新領域へのチャレンジを含め、カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化を牽引するため、これまで蓄積してきた機構の知見や経験を最大限に活用し、インキュベーションやコンサルティング機能、脱炭素化プロジェクトへのリスクマネー提供機能、インテリジェンス機能を柱とする新たなミッションに精力的に取り組むことが求められる。

（参考）機構の組織体制概要

職員数 660名（令和4年4月1日現在。その他に非常勤職員数270名程度）

海外事務所 13か所

研究所 3研究所（千葉県幕張、秋田小坂、新潟柏崎）

支部 1支部（福岡市）

石油・石油ガス備蓄事務所 15か所

金属環境支援事務所 2か所

（3）リスクの適切な管理

機構は、自らの資源探査プロジェクトや民間企業へのリスクマネー供給支援の対象となるプロジェクト、カーボンニュートラル推進を始め、国家石油備蓄基地、国家石油ガス備蓄基地、金属鉱物備蓄倉庫、技術研究所、鉱害防止支援現場、鉱廃水中和処理施設等の操業、管理現場も含め、国内外において多数のプロジェクト現場を抱えている。これらは資源の安定供給と生活環境保全に貢献するという機構の価値の源泉である一方、事故や災害のリスク、環境汚染のリスクに加え、個別事業の技術リスク及び経済性リスクやホスト国のカントリーリスクなど、様々なリスクを抱えている。

理事長は、機構のトップとして、これら現場が抱えるリスクを常時把握し、適切な管理を行うため、役職員をリードすることが求められている。特に今般企業買収支援等のリスクマネー機能の拡充が図られたことに伴い、これらのリスク管理はより重要となる。また、災害・事故等緊急時においては、自ら先頭に立ち危機管理を行うことが必要である。同時に、法人の高い公共性に鑑み、その社会的責任を十分に理解し、役職員へのコンプライアンス意識のさらなる浸透を図ることが必要である。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること（閣議決定で定められた要件）。
- ・ 資源・エネルギー、カーボンニュートラルに関する深い知識や経験、関連するプロジェクトの実行やファイナンスに係る知見及び資源獲得の先導役を効果的に務めるのにふさわしい人脈を有していること。
- ・ 自ら産資源国のカウンターパートである担当政府や関係機関のトップ等と直接折衝・交渉を行い、必要な成果を挙げることができる十分な能力と経験を有していること。
- ・ 国内外の関係企業や関係機関等とプロジェクトの実施に当たり必要な調整等を行う十分な能力と経験を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・ 民間企業、団体、国、地方自治体等において、相応の規模の組織全体を見渡す立場に立って経営を行う経験を十分に積んでいること。
- ・ 経済産業大臣が定める中期目標の達成に向けて、強いリーダーシップと改革意欲をもって業務・経営改革に不断に取り組むことができる高い見識と調整能力を有すること。
- ・ 独法の中期目標その他の措置を踏まえ、高度なリスクを管理しつつ機動的に資源国や企業のニーズに対応する組織トップとして経営・管理を行う十分な能力を有すること。

5. 勤務条件

（1）勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本部（東京都港区虎ノ門2-10-1）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収2,276万円（税込み。令和3年度実績。業績により変動する。）
及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）
- ・ 危機管理：大規模な事故、地震等緊急時には本部を統括し、24時間体制で勤務を行う場合あり。

（2）選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て経済産業大臣が任命

※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦

の手続により選考を行う場合がある。

6. 応募方法

(1) 応募書類等

① 履歴書

- ・ 顔写真を貼付すること。
- ・ 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、会社（又は法人）名、所属部課名、役職名、職務内容、所属組織の概要（規模、職責等）等を記入すること（このうち、職務内容と所属組織の概要・規模・職責等は別添として記載すること）。
- ・ 連絡用の携帯番号及び電子メールアドレスを記入すること。

② 自己アピール文書（A4（40行×40字）で最大5枚。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。）

(2) 応募先

（郵送の場合）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房秘書課制度担当

※ 封筒表に「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 理事長応募書類在中」と朱書きしてください。

（メールの場合）

e-mail : houjin-yakuin-jinji@meti.go.jp

※ 件名に「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 理事長応募」と記載してください。

※ 応募書類等のデータを添付してお送りください。

(3) 応募期限

令和4年12月15日（木）必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできない。

また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となること
ができない。

(役員の兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者
の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事
業に従事してはならない。

8. 問合せ先

経済産業省大臣官房秘書課制度担当

電話番号：03-3501-1511（内線：2071）

e-mail：houjin-yakuin-jinji@meti.go.jp

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照
ください。

URL：http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html